

## 第2章 就学に関する教育相談体制の整備

### 1 早期からの一貫した支援及び相談の重要性

#### (1) 乳幼児期から学校卒業後までの一貫した相談支援体制の整備

障害のある子供の教育に当たっては、その障害の状態等に応じて、可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立って、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要である。このため、就学先の決定に当たっては、早期からの相談を行い、子供の可能性を最も伸長する教育が行われることを前提に、本人・保護者の意見を可能な限り尊重した上で、総合的な判断をすることが重要である。

障害のある子供の就学先の決定には、教育委員会担当者、教育、保育の担当者、保健・福祉の担当者、医療担当者等、多くの関係者がかかわることとなり、かつ、これらの関係者が相互に密接な連携を図ることが必要となる。仮に、関係者が連携をしていなかったり、関係機関の存在と機能（支援内容）が保護者に周知されていなかったり、関係機関や担当者により考え方や対応が異なっていたりすると、保護者がどこに相談に行けばよいのか分からなくなったり、子供の教育的ニーズについての誤解、保護者が知っておくべき情報の偏りや漏れ、繰り返し異なる機関に出向くことへの負担感など、様々な問題が生じる要因となる。

就学先の決定にかかわる関係者の対応いかんによっては、子供がもてる力を高め、障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服するための、適切な教育や必要な支援を十分に享受することができず、結果として、子供の学習する権利を奪うことになりかねない。

就学先決定にかかわる者は、障害のある子供が自己の可能性を伸ばし、自立し社会参加するための基盤となる「生きる力」を培うための大切なスタートを担っているという自覚を強くもつことが必要である。

平成28年障害者差別解消法が施行となり、障害の状態に加え、教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して就学先を決定していく仕組みの充実や「多様な学びの場」における合理的配慮の提供等、各学校や教育・医療・福祉等の関係機関の切れ目ない支援体制の構築が今後の共生社会の一員として社会を担う子供たち一人一人の社会的自立や主体的な社会参加へつながっていくことになる。

そのため、居住する市町村を中心にして、障害のある子供が乳幼児期から幼児期にかけて、専門的な教育相談・支援が受けられる体制を、医療・福祉・保健・労働等の関係機関が密接に連携し、その体制を確立することが大切である。

### 2 就学先の決定の考え方

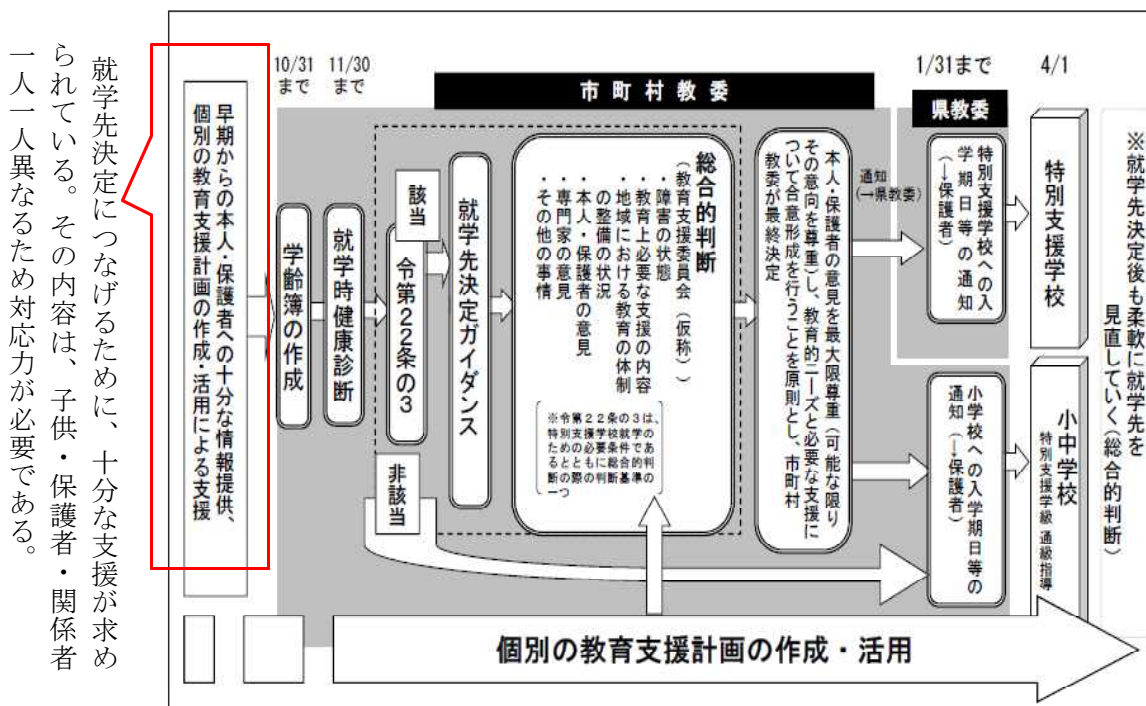
#### (1) 就学先決定までの流れ

具体の就学先の検討の段階においては、保護者面談や学校見学・体験入学などを経て、教育上必要な支援内容等の判断・調整が行われる。

これらの過程を通して、就学先を検討する本人・保護者、学校、教育委員会の三者が子供の教育的ニーズを把握して共有するとともに、子供にふさわしい就学先を検討していく当事者として信頼関係を醸成していくことが求められる。

そのためには、早期からの就学に関する情報提供や相談する機会の提供が必要であり、就学先決定までの準備の時間を丁寧に対応できるかによって就学先決定の一年間の流れが円滑に行われるかが決まる。

その際に留意しなければならないことは、早期からの支援を行っている機関に通っていない子供や、早期からの支援の対象になっていない子供も存在することもあり、就学相談の機会を通して特別な支援の必要な子供を把握することは重要である。



※就学先を決定する仕組みの改正（第5条及び第11条関係）

## (2) 関係者の役割と保護者支援

### ○市町村教育委員会の役割

市町村教育委員会は、域内に住所が存する子供の適切な就学についての責任を負っている。そのため、早期からの教育相談の機会を設定し、障害の状況の把握や保護者の意向を十分に把握しながら、保護者との信頼関係を築いた上で、適切な情報提供に努め、個人情報取り扱いに留意しつつ、障害のある子供の就学先決定にかかわっていくことが求められている。

また、中央教育審議会初等中等教育分科会報告において提言された「教育支援委員会（仮称）」等を設置し、専門家の意見を聴きながら、就学先決定のプロセスをたどっていくこととなるが、特に「教育支援委員会（仮称）」等の事務局として、保護者との信頼関係に基づいた十分な説明を行い、保護者との合意形成を図りながら、就学先を決定していくことが大切である。

特に、設置者が異なる特別支援学校に就学した子供については、就学先の学校との連絡や「教育支援委員会（仮称）」等との連携など、就学後もフォローアップを図ることができるよう努めることが大切である。そうしたフォローアップをしていくためには、担当者が継続して業務を担当することが望ましいが、それが困難な場合は、丁寧な引継ぎを行い、情報が確実に伝わるようにする必要がある。

① 理解啓発及び早期からの情報提供

就学先決定に限らず、保護者をはじめ、小中学校等の教員や一般社会の人々の、障害のある子供に対する教育や支援への理解・認識を深めることも大切である。

理解啓発については、文部科学省の委託により全国特別支援教育推進連盟 (<http://homepage3.nifty.com/suishinrenmei/index.html>) が作成している「子供の個々の教育的ニーズに応じた特別支援教育」等を活用するなど、様々な方法が考えられる。



② 関係機関との連携と切れ目ない支援体制整備（医療・福祉・保健師等）

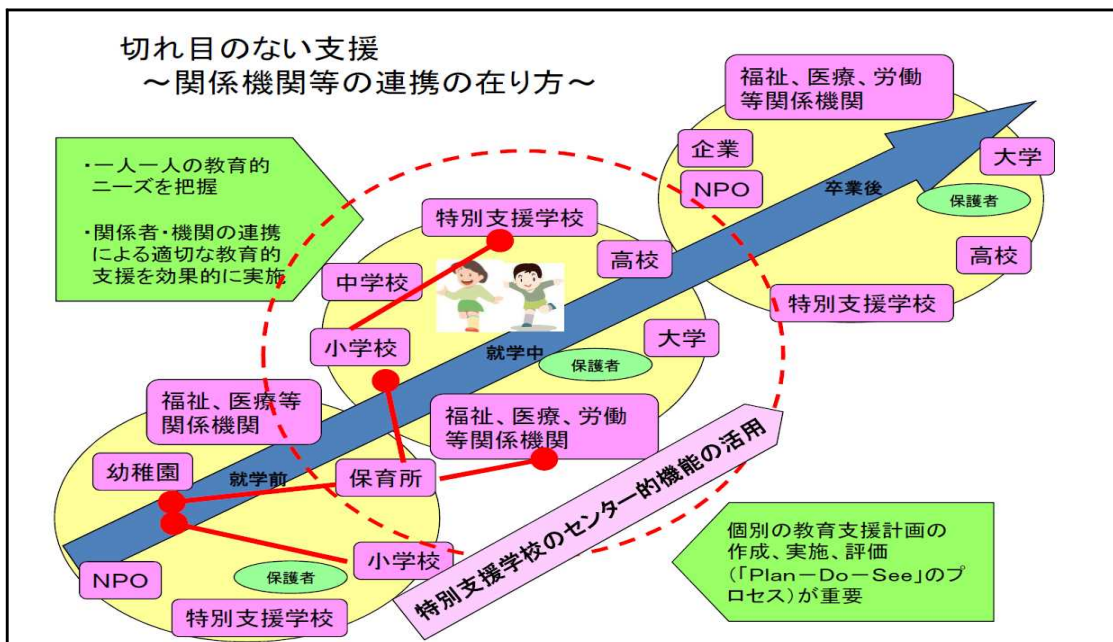
母子保健法に基づき市町村が実施している「乳幼児健康診査」及び「母子訪問指導事業」、児童福祉法に基づき市町村の実施している「乳児家庭全戸訪問事業」は、疾病や障害などの早期発見の機会として重要な意義がある。乳児については、市町村が定めた方法で健康診査を受けることができ、必要に応じて、精密検査も行われている。

幼児については、1歳6か月健康診査と3歳児健康診査の実施が、市町村に義務付けられており、ここで対応に当たるのが、個別の医療機関の医師や保健師等となる。

就学時の健康診断は、小学校等への就学予定者を対象に行われており、毎年11月30日までに実施することが市町村教育委員会に義務付けられている。（学校保健安全法施行令第1条）

また、保健所、福祉事務所、児童相談所、児童福祉施設、発達障害者支援センター等の担当者も障害がある子供についての相談に応じることになるが、相談がその先の支援につながるよう関係機関との連携を図ることが喫緊の課題である。

市町村に設置されている特別支援連携協議会等を有効に活用し、障害のある子供の情報を共有し、地域で子供を支えていくという体制作りをすることが大切である。



さらに、就学前の乳児期・幼児期に関わる保育等担当者との連携も就学先決定に大きく関わることであり、切れ目ない支援には欠くことができない。

障害がある子供を担当している認定こども園、幼稚園、保育所等の担当者は、子供と接する時間が長く、学習面や行動面における特別な教育的支援が必要なことに早期に気付くことが可能である。子供や保護者自身にとっても、集団の中での子供同士のかかわりを得たり、他の保護者との関係を築く場となる点でも、認定こども園、幼稚園、保育所等の意義は大きい。

その際、正確な実態把握（アセスメント）、担当者による子供たちの日常生活の様子や日々の観察・指導記録は、保護者との信頼関係作りや家庭での気づき、障害理解につながることや就学先決定の際に、担当者の日々の観察・指導記録等が重要な資料となることを踏まえると、日常生活の様子、エピソード、子供の作品等をまとめておくことが重要である。このような資料が、専門家の実態把握をより正確にし、適切な指導及び必要な支援を検討する際に有効となる。

また、平成29年度に改訂された幼稚園教育要領及び特別支援学校幼稚部教育要領には、途切れない支援のために適切な情報を関係者が引き継ぐ必要があることが述べられ、個別の教育支援計画等の作成と活用、引き継ぎについて記載されている。

### **③ 学齢簿の作成**

市町村教育委員会は、市町村域内に住所のある子供一人一人の義務教育に必要な手続きを行う義務があり、学校教育法施行規則第1条の学齢簿の編製もその一つである。

市町村の教育委員会は、毎年10月31日までに、その市町村に住所の存する新入学者の、10月1日現在の学齢簿を作成しなければならない。（学校教育法施行令第2条）この学齢簿の作成により、就学を予定している子供の氏名が確定していくが、既に述べられているように、これに至る前の、学齢簿の作成までの段階における各般の準備の内容（早期からの相談支援体制の充実等）が、円滑な就学事務の実施の観点からは極めて重要である。

なお、学齢簿の作成により、既存の情報がない子供を発見した場合には、早急にどのような子供かを明らかにする必要がある。例えば、認定こども園・幼稚園・保育所、その他の機関に通っていないような場合には、一刻も早く当該状況を確認し、迅速な対応、適切な支援をしなければならないこともある。

### **④ 就学事務**

学齢児童生徒の義務教育諸学校（小・中学校及び特別支援学校の小・中学部）への就学に関し、教育委員会などが処理すべき一定の事務のことをいう。

ここでいう「事務」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条（教育委員会職務権限）で述べられている、「学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。」に該当する。また、就学事務を確実に履行させるため、地方公共団体は、法律で定められた一定の就学に関する事務手続きを行うこととされている。このことが就学事務であり、施行令第1条から第22条に明記されている。

## ○ 相談を担当する者の役割

### ① 保護者の置かれた状態や考え・心情を理解する

我が子に障害があると判断され、そのことが初めて伝えられたとき、多くの保護者が動揺を見せる。また、医学・生理学的検査で短期的に診断が確定する障害と、継続的な心理学的検査で一定の期間をおいて診断（判断）される障害と、ある程度成長した後には顕在化する障害とでは、保護者の障害の理解へのプロセスが異なることが予想される。保護者によっては、障害の理解にかなりの時間を要する場合もあり、いずれにせよ、一人一人の保護者の心理状態をよく理解した上で、長期的できめ細やかな対応が望まれる。

したがって、相談担当者は、このような保護者の心情や、子供の現在までの治療・療育歴、育児等の経過について傾聴するとともに、共感的理解に努め、保護者との信頼関係を築きながら、温かい人間関係の中で相談に当たることが大切である。

保護者には、早期から養育や教育について様々な機関において相談し、助言を得ながらも、なお悩みや不安を解決できない場合がある。そのような保護者の悩みや不安に応えるためには、教育、医療、福祉、保健等の専門家や専門機関による適切な相談の体制を整える必要がある。このため、教育委員会においては特別支援連携協議会等を有効に活用し、専門家チーム等による教育相談体制を整備するとともに、特別支援学校及び小中学校の特別支援学級等における相談機能の充実を図ることが必要である。また、必要に応じ、児童相談所、障害児通所支援事業所等の関連機関との連携・協力を図っていくことも重要である。

保護者がその心の葛藤を克服し、解決への努力を続け、やがて子供の障害を理解していくには、相談担当者が果たす援助者としての役割は非常に重要である。また、保護者が、「これまでの養育が悪かったと、自分が責められるのではないか」等の不安を感じつつ、相談に臨んでくるような場合もある。

教育相談においては、障害の有無や原因を見つけるのではなく、保護者の抱えている悩みを受け止めるという姿勢が必要である。そのためには、子供の障害やできないこと、問題となる行動にばかり目を向けるのではなく、子供ができるようになったこと、得意なことや好きなことを見つけたり、保護者がうまくかかわっている点などを評価したりするなどして、保護者の不安を和らげることに配慮することが大切である。

また、教育相談は、その後の適切な教育・支援のための方向性を話し合うことが目的であり、子供の可能性を最大限伸ばさせるための教育的対応の在り方や家庭での支援について、地域や学校における基礎的環境整備の状況や提供可能な合理的配慮の内容を踏まえ、保護者とともに合意形成を図っていくことが求められる。

### ② 保護者の伴走者として対応し、すべきことの優先順位を共有する

早期からの教育相談に求められる役割には、子供の障害の理解にかかわる保護者への支援、保護者が障害のある子供とのかかわり方を学ぶことにより良好な親子関係を形成するための支援、乳幼児の発達を促すようなかかわり方についての支援、障害による困難の改善に関する保護者への支援、特別支援教育に関する情報提供などがある。

早期における教育相談に当たっては、多くの保護者は我が子の障害にとまどいを感じ、不安を抱いている時期でもあることから、保護者の気持ちを十分にくみ取り、方向を指し示すというよりも、保護者とともに子供の将来について話し合うといった教

育相談を行うことが大切である。

また、保護者が、子供の発達の状態等とは無関係に、一度にすべての教育・支援を実施する必要があると誤解したり、その時点では到達が困難な目標を掲げた結果、失望したり、あるいは目標を掲げられないでいることもあるため、教育相談においては短期的な目標、中長期的な目標を明確にして、これからすべきことの優先順位を保護者と共有するとともに、子供の成長を確かめ合い、共に喜べるようなかかわりを継続することが重要である。

### **③ 保護者の意向を最大限尊重しつつ、本人の教育を第一に考える姿勢を保つ**

市町村教育委員会は、障害のある児童生徒の就学先決定に当たり、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の判断を行うこととなる。

なお、この場合においては、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分な情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が、行政上の役割として就学先を決定することとなる。

障害のある児童生徒の教育に関する基本的な方向性としては、障害のある子供と障害のない子供が、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その場合には、それぞれの子供が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点である。

その上で、保護者の思いと子供本人の教育的ニーズは、異なることもあり得ることに留意することが必要である。保護者の思いを受け止めるとともに、本人の教育的ニーズは何かを考えていくことが必要であり、そのためには、市町村教育委員会が本人・保護者の意見を十分に聞くとともに、本人・保護者が置かれた状況を十分に把握しつつ、共通認識を醸成していくことが重要である。

### **④ 学校関係者に求められること**

小中学校及び特別支援学校等についても、就学前からの支援を受け継ぐ機関として、障害のある子供への教育支援に対し、幅広く関与していく姿勢が求められる。また、障害のある子供への義務教育の実施を担当する責任はもちろん、就学後における障害の状態等の変化に対しても、各学校の関係者が主体的にフォローを行っていく必要がある。

これらの前提として、すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に、発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある子供の多くが小中学校の通常の学級に在籍していることから、必須である。

また、特別支援学校については、小中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に関する相談・情報提供機能、障害のある子供への指導・支援機能、関係機関等との連絡・調整機能、小中学校等の教員に対する研修協力機能、障害のある子供への施設設備等の提供機能といったセンター的機能を有しており、その一層の充実を図るとともに、さらなる専門性の向上に取り組む必要がある。

(3) 就学支援ガイドスの重要性

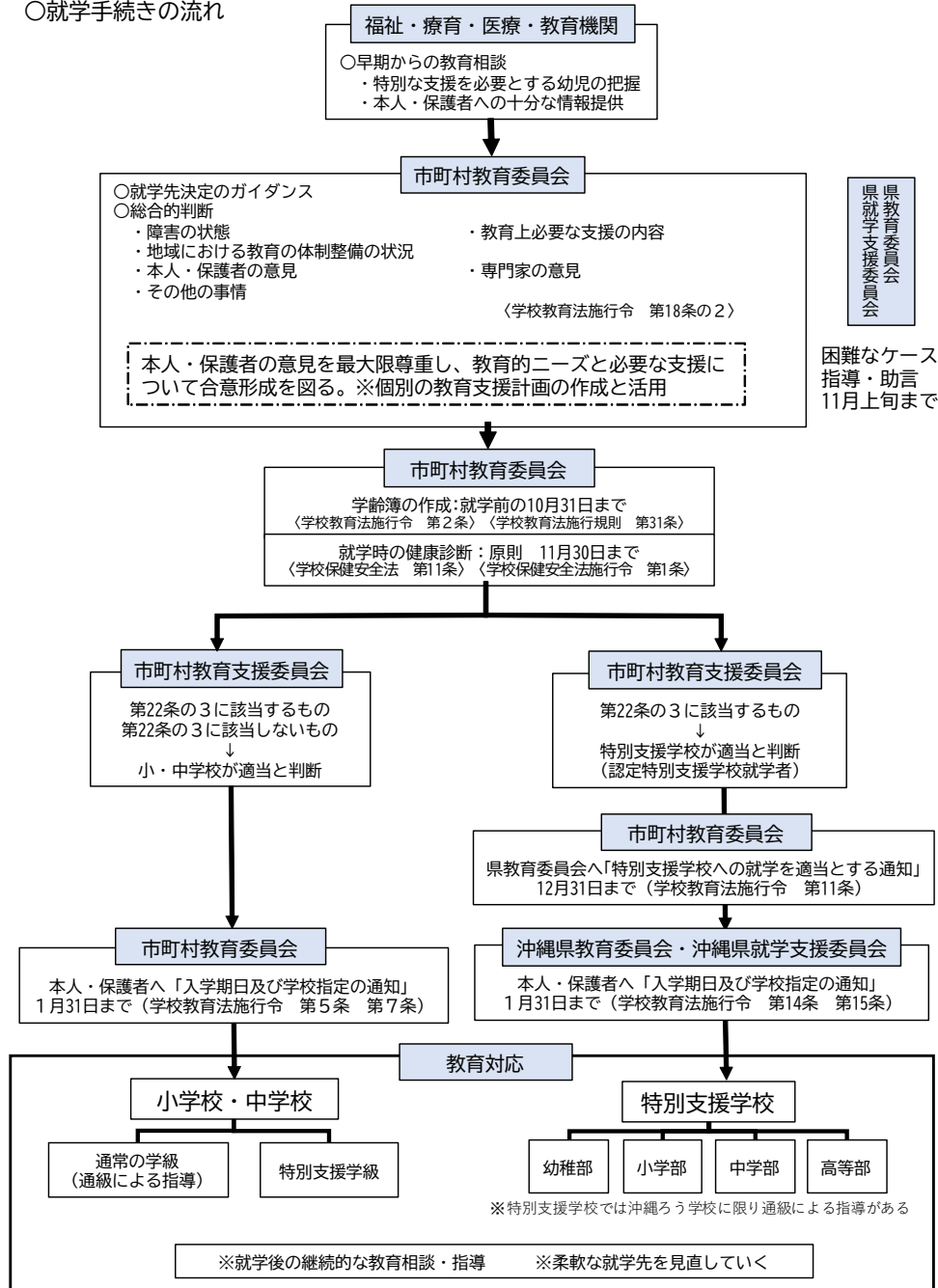
① 就学に関するガイドスの目的

円滑な就学先決定のプロセスをたどるためには、本格的な就学期の相談が開始される以前の適切な時期に、就学先決定についての手続の流れや、就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、本人・保護者に対してあらかじめ就学に関するガイドス（就学相談の概要と流れ、今後の予定等の説明）を行うことが必要である。

本県において、下記のような流れで就学先決定までの取組が行われている。

就学に係る診断や検査については、就学相談の時期には医療機関の対応が難しくなるケースや急に就学に対しての決断を迫られ戸惑いを感じる保護者もいる。事前に見通しを持って対応できるように、保護者及び関係者間での確認が必要である。

○就学手続きの流れ



※ 本県就学支援の流れ

## **② 就学に関するガイダンスの内容**

就学に関するガイダンスにおいては、保護者が、子供の健康、学習、発達、成長という観点を最優先する立場で就学先決定の話合いに臨むことができること、子供の可能性を最大限伸長するための就学先決定であること、保護者の意向は可能な限り尊重されることを伝え、保護者が安心して就学相談に臨むことができるようにすることが大切である。また、域内の学校(通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校)や支援のための資源の状況、入学までのスケジュール等を分かりやすく伝え、保護者の就学相談に対する主体性を引き出すことが大切である。

## **③ 就学に関するガイダンス実施上の留意点**

就学に関するガイダンスと就学相談が同時に行われることがあるが、市町村によっては、年度当初にガイダンスの機会を設定し、保護者が見通しをもって就学先決定のための相談に応じることができるように体制を整えているところもある。

具体の就学の検討の開始に先立って、保護者に対し、全体的な事務手続の流れや就学相談や学校見学・体験入学等のスケジュール、また、就学先について意見聴取が行われること、実際の就学先決定後も障害の状態等を踏まえ柔軟に転学が可能であることなどを伝え、その理解を促すことがガイダンスのポイントであり、円滑な手続の実施に欠かせないプロセスとして、その充実を図っていく必要がある。

就学先決定後に柔軟に転学ができることについては、学校現場でも「一度決めた就学先は変えることができない」と誤解されていることがある。こういった情報の食い違いが、保護者の学校への信頼を失わせることもあることを踏まえ、市町村教育委員会及び都道府県教育委員会は、域内の小中学校等や特別支援学校の教職員に対して、柔軟に転学ができることの周知を図ることが重要である。